

## 平成27年度 政務活動費 先進都市調査報告書

会派名	市民ネット・むろらん
議員名	水江一弘・児玉智明・佐藤潤・小田中稔・高橋直美・立野浩靖
調査実施年月日	平成27年6月29日
調査先 自治体名等	大阪府 河内長野市
調査項目	「人づくりから始まるまちづくり」について
調査目的	本市では今年度、協働のまちづくり指針の見直しがされることから、他都市の先進事例を活かせるよう、市長直轄の市民協働課を置く河内長野市の協働の取り組みについて調査を行うこととした。
報告内容 実施したこと	<p>1 視察先(市町村)の概要 人口：110,453人(H27年3月末現在) 行政面積：109.61 km<sup>2</sup></p> <p>2 視察内容 河内長野市協働の取り組み「みんなで一緒につくるまち～人づくりから始まるまちづくり～」について</p>
感想(まとめ) 本市へ生かせること等	<p>河内長野市では、全国でも珍しく、危機管理課と市民協働課の2課が市長直轄の課として置かれている。</p> <p>市民ニーズが多様化・高度化する一方で、河内長野市では現在の都市運営を考えると、行政が全ての市民ニーズにきめ細やかに対応することは非常に難しい状況となっている。そこで、行政だけでなく、市民・事業者など様々な主体が社会や地域の課題解決に取り組む「協働のまちづくり」が必要不可欠であり、この取り組みが結果として、市民の満足度を高めることに繋がると考えられた。他都市に於いても同じ課題を抱えるなか、市長直轄の市民協働課を置き、新しい公共に取り組もうとする河内長野市長の強い思いが感じられる。</p> <p>河内長野市では、平成18年策定された「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」に基づき、以下4つの取り組みを重点施策として推進している。</p> <p>1. 市民公益活動の基盤づくり</p> <p>①市民公益活動支援センター(るーぷらざ)の設置 市民公益活動を支援し活性化を図るとともに、協働を促進するための施設。機能としては、情報収集及び提供、人材育成、相談、組織間のネットワーク促進など、本市の「市民活動センター」と同様の機能を持つ。</p> <p>②市民公益活動支援補助金 市民公益活動支援基金を財源とし、設立3年以内の団体への支援として「初動支援コース」(補助率3/4 限度額10万円)と、原則活動が1年以上の団体への支援、「自主事業支援コース」(補助率1/2 限度額30万円)の2種の補助金を交付。何れも同一事業で3回まで応募可能。</p> <p>③市民公益活動支援基金(ふれあいるーぷ基金)の設置 寄附によりまちづくりに参加できる制度として設置。市民や市民公益団体、事業者等からの寄附を基金に積み立て、市民公益活動補助金に活用されている。市も寄附金と同額を基金に上乗せして積み立てるマッチング・ギフト方式を採用している。</p> <p>2. 市民と行政の協働促進</p> <p>①「協働事業提案制度」 市が公募し、市民から提案された事業を協働で取り組む制度。地域や社会の</p>

課題の効果的且つ効率的な解決を図るとともに、市行政への市民参加の促進を図り、暮らしやすい地域社会を実現していくことを目的とした事業。  
市民が自由な発想による事業を提案する「市民自由提案部門」と、市が提示した概要書に基づき、市民が具体的事業を提案する「市設定テーマ部門」の2部門を設置している。  
提案を受けた担当課が市民とともに事業の精度を上げるため協議を重ね、事業計画を作成。何れの部門も担当課の事業として予算措置がなされている。

### 3. 市民相互の協働促進

#### ①地域まちづくり協議会

地域の課題を地域自らが解決するための組織として、「地域まちづくり協議会」を各小学校区単位に設置している。(現在13小学校区中11協議会が設立されている)。事業内容は様々で、自治会など地縁団体の組織だけではなく、テーマ型組織、事業者、地域住民など、多様な主体により協議会が構成されている。行政のかかわりとしては、協議会の組織化や地域計画づくり、活動の支援等がある。

・財政支援 地域まちづくり支援補助金(補助率 10/10 上限40万円)

・人的支援 地域の主体性を尊重した職員(地域サポーター各校区2名)の配置

・その他支援 相談・情報提供、講座の開催など

#### ②各種講座・講演会の開催

地域まちづくり協議会の組織化に繋げる意識の醸成を図ると共に、地域づくり活動の促進と啓発を図る「地域まちづくり講演会」の開催や、地域の核となる人材を育成する「まちづくり地域デビュー講座」の開催など。

### 4. 行政への市民参加の促進

市の施策に市民の意見を反映するため、その企画立案から決定までの過程において、市民の意見を聴く手続きを行った取り組みについて全庁的に調査を行い、行政への市民参加の状況について、以下5項目の実績を市 HP で公開している。

(1)市民ニーズの把握(アンケート・ヒアリング)

(2)市民意識の反映(パブリックコメント・アイデア提案募集)

(3)情報の共有・相互理解(意見交換会・ワークショップ)

(4)合意形成(公募のある審議会等・延べ公募委員数)

(5)公開(公開制度対象の会議開催数・延べ傍聴者数)

その他、河内長野市の特徴的な取り組み。

#### ①協働事業推進員

協働型の行政運営に相応しい庁内の体制を整え、協働事業を推進するため、「協働事業推進員(主に課長補佐級)」を全課に配置。協働の委員会・研究会(庁内組織)委員としての役割の他、前述の「協働事業提案制度」に於ける公募事業の掘り起しや事業を実施する市民との協議の調整など。

#### ②地域サポーター制度

市民相互の協働によるまちづくりを推進するため、各地域まちづくり協議会へ職員を派遣し人的支援を行う制度。地域まちづくり協議会の支援や地域課題の把握、情報の提供等に取り組んでいる。(現在30名)

#### ③地域力 UP サポート研修会

協働型行政に相応しい「他市が羨む職員」の育成を目指した、協働事業推進員や地域サポーター、新規採用職員などを対象とした職員研修。

各小学校区に於ける地域サポーターの活動や地域課題の共有、目指す職員像などについてワークショップを実施するなど、協働意識の醸成を図っている。

視察を終えて。

河内長野市では、「みんなで一緒につくるまち」を合言葉に、市民と職員の双方の側に於いて、協働を担う人材育成に取り組んでいる。

本市の市民活動団体・個人はこの10年増加傾向にあり、一定程度、協働の意識も高まっているが、今後は新しい公共の担い手を育成し、より公益性の高い事業・活動へと移行していけるよう、行政と市民双方が地域課題と行政課題を共有し、また、協働に対する理解を深めるとともに、深化した仕組みづくりが必要と考える。

また、河内長野市の「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」では、市民または団体等が行う活動の定義に、公益活動と共益活動の別が明確に記されるなど市民にも分かり易くまとめられており、この視点が河内長野市の協働を、より公益性の高い取り組みへと繋げているとの感想を持った。本市が新たに策定しようとする協働のまちづくりの指針にも盛り込むべき必要な観点と考える。